## ❷ 弁護士となる資格付与のための指定研修（弁護士法第５条の規定による研修）

弁護士法が 2004 年４月１日に改正され、司法修習生となる資格を得たものの司法研修所における司法修習を終了せずに企業の法務職に従事した者や公務員となった者、あるいは法律学の学者等、弁護士法第５条に定められた一定の資格を有する者について、研修の修了と法務大臣の認定を要件として弁護士となる資格が付与されることとなった。日弁連では、法務大臣の指定を受け、研修を実施している。

### 資料3-2-1-2　弁護士法第５条の規定（弁護士となる資格の付与）

| | |
|---|---|
| ① | 司法修習生となる資格を得た後に、弁護士法第５条第１号に規定する職（簡易裁判所判事、衆議院議員又は参議院議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授・准教授等）のいずれかに在った期間が通算して５年以上になる者（弁護士法第５条第１号） |
| ② | 司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて法５条２号に列挙された事務のいずれかを処理する職務（いわゆる企業法務の担当者、公務員等）に従事した期間が通算して７年以上になる者（弁護士法第５条第２号） |
| ③ | 検察庁法第 18 条第３項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く。）の職に在った期間が通算して５年以上となる者（弁護士法第５条第３号） |
| ④ | ①及び③の期間が通算して５年以上になる者、又は①、②、③の期間が通算して７年以上になる者（弁護士法第５条第４号） |

【弁護士の資格の特例に関する経過措置】
弁護士法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定により、改正法施行の日前に旧弁護士法第６条第１項第２号（弁護士法旧々第５条第３号）に規定する職（いわゆる大学の教授、准教授）に在った者が、平成 20 年３月 31 日までに同職に在った期間が通算して５年以上となる者

### 資料3-2-1-3　弁護士法第５条の規定による研修受講状況（2009 年度～ 2018 年度）

（単位：人）

| 年　度 | 受講人数 | （内訳）５条１号 国会議員・大学教授等 | ５条２号イ 企業法務 | ５条２号ロ 公務員 | 5条2号イ・ロ 企業法務＋公務員 | ５条３号 特任検事 | ５条４号 （注） | 附則3条2項 大学教授・准教授 | 研修修了認定者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2009 | 19 | 0 | 2 | 9 | 0 | 2 | 0 | 6 | 17 |
| 2010 | 18 | 0 | 2 | 8 | 0 | 6 | 0 | 2 | 16 |
| 2011 | 9 | 0 | 0 | 5 | 0 | 3 | 0 | 1 | 9 |
| 2012 | 15 | 0 | 0 | 9 | 1 | 2 | 0 | 3 | 13 |
| 2013 | 18 | 1 | 2 | 7 | 0 | 5 | 0 | 3 | 16 |
| 2014 | 7 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 2015 | 10 | 0 | 1 | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 10 |
| 2016 | 9 | 1 | 1 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 2017 | 9 | 0 | 4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| 2018 | 8 | 3 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 7 |
| 累　計 | 122 | 5 | 16 | 54 | 5 | 26 | 0 | 16 | 112 |

【注】資料 3-2-1-2 ④参照。